

2019年11月15日、支社会議室において「申」第7号について、組合側幹事と会社側幹事による業務委員会開催に向けた事前の打ち合わせを行いました。会社は、業務委員会を拒否しました。

JR東海労幹関西地「申」第7号
2019年8月27日

「私服添乗」に関する申し入れ

大阪第二運輸所では、新大阪駅～東京駅までの各駅間に於いて営業科管理者等による業務中及び通勤途上での私服添乗が行われている。

しかし、現場管理者が新幹線乗務員への指導等を行うために添乗するのは、制服にて添乗するのが所定であると考え。また、公共性の高い新幹線車内に於いて私服添乗は、乗務員を労働監視するためだけの添乗といえる。

以下は会社から回答。

1. 新幹線乗務員への現場管理者による「添乗」の目的を明らかにすること。

【会社回答】

添乗の目的は、乗務員の知識・技術レベルの把握、また作業実態を把握する為である。

2. 新幹線各運輸職場では、営業科管理者による添乗は、制服でなく私服での添乗を行っているが、その目的を明らかにすること。また、私服の添乗が出来る根拠となる規程は何か明らかにすること。

【会社回答】

乗務員は、作業実態の把握が困難であるため、管理者はあらゆる機会をとらえ、乗務員の作業実態を把握し、適切な指導・監督を行っており、添乗もその一環である。根拠規程を要するものではない。

3. 8月11日、京都駅下りホームで、大阪第二運輸所の営業科森総括助役が、駅係員に話し掛けていたが、労働時間であるか否かを明らかにすること。

【会社回答】

労働時間については、適切に管理している。

4. 3項における、森総括助役の行為は駅係員の列車監視及び、ホーム監視の妨害にあたらぬのか、会社の見解を明らかにすること。

【会社回答】

森総括助役の私服添乗時のホーム上での対応に問題はない。

5. 3項における、森総括助役の立ち振舞いは、両手を腰に当てた姿勢で話し掛けていた。乗務員を指導する立場としてふさわしくない姿勢であると考え。会社の見解を明らかにすること。

【会社回答】

4項と同じ回答。

6. 6月26日、691A列車に於いて、営業科秋山助役が米原駅～新大阪駅間の通勤途上で乗務員への指導を行った。通勤途上での乗務員への指導が労働時間であるか否か、東海労組合員が秋山助役に確認したところ労働時間である旨の返答があった。会社の見解を明らかにすること。

【会社回答】

1項と同じ回答。

7. 東野営業科長は出張移動時に組合員に対して注意・指摘した事象があったが移動時は労働時間となるのか。

【会社回答】

1項、6項と同じ回答。

8. 添乗する場合には、乗務員に対して「所属・職名・氏名」及び「添乗区間」を伝えるなど、添乗に相応しい行動を取ること。

【会社回答】

添乗に相応しい行動を取っている。

9. 公共性の高い鉄道輸送事業において、管理者による私服添乗は、安全最優先に逆行するものであり、その目的からして、私服添乗は止めるべきである。会社の見解を明らかにすること。

【会社回答】

今後も必要な添乗及び指導は実施する。なお、添乗の目的は、乗務員の知識・技術レベルの把握、また作業実態を把握するやめであり、安全最優先に逆行するものではない。

以上